

**「令和2年7月豪雨」により被災されたお客さまへの対応について  
～ ご契約に対する特別取扱い等 ～**

このたびの「令和2年7月豪雨」により被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、「令和2年7月豪雨」により被災されたみなさまに対し、以下のとおりご契約に対する特別取扱い等を実施いたします。

**1. 保険料払込猶予期間の延長に関する追加対応について**

- ・ 保険料払込猶予期間に関するこれまでの特別取扱い（お申し出により保険料のお払込猶予期間を2020年7月4日から最長2021年1月31日まで延長しているお取扱い）について、以下のお取扱いを追加いたします。
- ・ 保障をご継続されるためには、保険料払込猶予期間の延長分の保険料を2021年1月31日までにお払込みいただく必要がございますが、猶予期間分の保険料全額の払込みが困難な場合には、2021年2月から継続して保険料を払込みいただくことにより、猶予期間分の保険料の払込期限を2021年8月31日までといたします。
- ・ なお、猶予期間分の保険料のお払込みにあたりましては、「分割払込」のお取扱いも可能です。

**2. 入院治療を受けられなかった場合の特別取扱いについて**

- ・ 入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できない場合でも、本来必要な入院期間についての医師の証明書等のご提出等により、入院給付金のお支払いの対象期間に含める場合があります。

**3. コミュニケーションセンターの営業時間について**

- ・ 被災されたお客さまからのご照会は、下記の営業時間帯以外も、日曜・祝日を含め24時間受け付けいたします。
- ・ 電話番号：0120-662-332
- ・ 営業時間：月曜～金曜 9時～18時 土曜 9時～17時

**4. 企業向け貸付への対応について**

- ・ 災害救助法適用地域で被災された当社既融資先法人のお客さまを対象に、元利金のご返済が遅延されても入金等の督促および遅延損害の適用を行なわないことといたします。また、返済猶予等のお申し出についても、個別事情に応じて対応いたします。

※なお、上記保険手続き等の照会先については、当社ホームページを通じ、お客さまにお知らせしております。

- ・ 明治安田生命公式ホームページ：<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

※特別取扱いの詳細につきましては、当社担当者までお問い合わせ・ご相談ください。

なお、コミュニケーションセンターでも受付が可能です。